

## 証券投資信託の終了(予定)のお知らせ

この度、弊社では、追加型証券投資信託「ノルディック・ハイイールド・ボンド・ファンド(為替ヘッジあり/為替ヘッジなし)」(以下、各ファンドといいます。)  
につきまして、2018年9月3日をもって信託を終了することに関し、2018年8月6日に書面による決議を行います。

### 1. 信託の終了理由

各ファンドにおきましては、2015年10月29日の設定以来運用を行って参りましたが、信託約款第49条第8項に規定する受益権口数(30億口)を下回っている状態が続いております。今後、ファンドの効率的な運営および商品性の維持が懸念されることや現在の投資環境を鑑み、信託期間を繰り上げて償還することが受益者の皆様にとって最善であると判断し、信託の終了  
手続を行い、2018年9月3日をもって信託を終了させていただくものです。

### 2. 書面決議の方法

2018年6月25日現在の各ファンドの受益者の皆様(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。))および信託約款の規定に基づき、委託会社である弊社を除きます。以下同じ。)は、委託会社である大和住銀投信投資顧問株式会社に対し、書面により、本件信託の終了に関する議決権の行使ができます。

2018年6月25日現在の各ファンドの受益者の皆様は、お取扱販売会社より送付いたします「議決権行使書面」に本件信託の終了について賛成または反対される旨および必要事項をご記入の上、2018年8月3日必着で封書等によるご郵送にて弊社宛にご送付ください。

本決議は、各ファンドにおいて議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって可決されます。この場合、予定通り2018年9月3日をもって信託を終了いたします。

上記の議決権数の賛成を得られず本決議が否決された場合は、信託を終了致しません。

なお、各ファンドにおいては、マザーファンド(北欧ハイイールド債券マザーファンド)で合同運用を行っていることから、各ファンドの信託の終了については、為替ヘッジあり、為替ヘッジなしの両ファンド共に決議された場合のみ実施致します。各ファンドのいずれかにおいて信託の終了が否決された場合は、各ファンド共に信託を終了致しません。

### 3. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

改正後の投信法が2014年12月1日に施行されたことに伴い、各ファンドにおいては、本決議が可決され信託期間を繰り上げ信託を終了する場合においても、投信法に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用されません。

以上

2018年6月25日  
東京都千代田区霞が関三丁目2番1号  
大和住銀投信投資顧問株式会社